

埼運整第89号の3
令和5年5月31日

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会会長 殿

関東運輸局 埼玉運輸支局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、国土交通行政に対し、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当支局では、自動車の不正改造を防止し、道路交通の安全確保・公害防止を図るため、これまでも関係機関、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」として年間を通じて展開してきたところです。

これらの一環として、令和5年度におきましても6月1日(木)から6月30日(金)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、関係機関、自動車関係団体等と密接な連携を図り、その協力を得て積極的に不正改造車の排除に努めるよう、関東運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありました。

つきましては、貴(会・組合)におかれましても傘下(会員・組合員)に対し、本運動の実施事項について周知していただくとともに、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願い申し上げます。

なお、本運動のポスター及びチラシを作成しましたので、広報用原稿参考文とともに、傘下(会員・組合員)への配布、掲示、広報誌への掲載等適宜ご活用下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

